

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則の
一部改正について

1 趣旨

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例施行規則（平成 30 年 3 月横浜市規則第 33 号。以下「規則」という。）で定める施設の基準を見直すため、規則の一部を改正しました。

2 改正の概要

規則第 10 条第 1 項は、横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（平成 30 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条第 12 号に基づき賃貸研究所に係る施設の基準を定めているところ、このうち昇降機に係る基準（規則第 10 条第 1 項同項第 4 号）を見直すため、同号中の「1 平方メートルにつき」を削除しました。また、その他文言の整理を行いました。

3 公布日

令和 6 年 6 月 5 日

4 施行日

令和 6 年 6 月 5 日